

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>(1) 店頭デリバティブ取引等について、市場デリバティブ取引等と同様、申告分離課税とし、一律 20%（国税 15%、地方税 5%）の税率を適用すること。</p> <p>(2) 店頭デリバティブ取引等の損益について、市場デリバティブ取引等の損益との損益通算を認めること。</p> <p>(3) 店頭デリバティブ取引等によって発生した損失額のうち、その年に控除しきれない金額については、確定申告を行うことにより、翌年以降 3 年間にわたって、申告分離課税となる「先物取引に係る雑所得等」の金額からの繰越控除を認めること。</p> <p>(4) デリバティブ取引等（市場・店頭）について、特定口座での取扱いを可能とすること。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、市場デリバティブ取引等と経済的性質が同一の金融商品取引である店頭デリバティブ取引等について、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、市場デリバティブ取引等は申告分離課税である一方、店頭デリバティブ取引等は総合課税となっている。 経済的性質が同一の金融商品（取引）には、同一の課税がなされるべきであり、国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、簡素で分かりやすく、投資しやすい中立的な税制を構築する必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
		政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。 (測定指標) 個人株主数の推移、特定口座数の推移
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
		政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,479万人(平成21年度 個人株主数の延べ人数) (出典) 東京証券取引所等「平成21年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、簡素で分かりやすく、投資しやすい中立的な税制であるため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		要望の措置は、簡素で分かりやすく、金融商品(取引)間の選択に係る歪みを是正する中立的な税制であるため、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度改正 有価証券市場デリバティブ取引の申告分離課税化（市場取引のみ実現） ・平成 16 年度改正 金融先物取引等の申告分離課税化（実現せず） ・平成 17 年度改正 金融先物取引等の申告分離課税化（市場取引のみ実現） 	